

50th

社労士制度は平成30年に  
創設50周年を迎えます

# 支えます！

## 職場の安心 企業の未来

### ～社労士～



## 12月2日は社労士の日

### 総合労働相談所

解雇、賃金、セクハラ、パワハラなど労働に関するさまざまなトラブル、各種社会保険、年金等、労務管理の専門家である社労士が無料相談に応じます。

日 時：毎週月～金曜日 午後4時～午後7時  
(来所相談は午後5時まで、要予約)

場 所：愛媛県社会保険労務士会（松山市萱町4丁目6番地3）  
お申し込みは：TEL 089 - 907 - 4868（年末年始、祝日を除く）

### 社労士会労働紛争解決センター愛媛

当センターは法務大臣の認証・厚生労働大臣の指定を受け、様々な職場のトラブルや労使紛争を「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速、公平、無料にて（平成30年3月31日まで）解決を図る機関です。「あっせん」とは労働問題の専門家である「あっせん委員」が経営者と労働者の皆様に、それぞれの意見を別々に伺った上で適切な和解案を提案するなどして、その後の円満な労使関係を回復するための手続きです。

≪受付・お問い合わせ先≫

愛媛県社会保険労務士会 TEL 089 - 907 - 4864  
月曜日～金曜日（午後2時～午後5時）（年末年始、祝日を除く）



# 愛媛県社会保険労務士会

愛媛県社労士会

検索

〒790-0813 愛媛県松山市萱町4-6-3 TEL.089-907-4864